

「収納代行」業務として違法な収益の回収を持ち掛ける事業者にご注意ください！

SNS上で、詐欺等（投資詐欺、マッチングアプリ詐欺、インターネットカジノの代金、日本では承認されない海外医薬品の販売）などを行う集団が、事業者を騙ってその代金の回収を企業や個人に「収納代行」業務として委託するケースが発生しています。

このような委託を受けて、ご自身または管理する法人の預金口座を代金回収に利用した場合、違法行為につながる口座利用として当金庫はその口座を凍結し、継続的なお取引をお断りする場合があります。

◆手口の特徴（例）

- ・「振込でお金が入ってくるので、報酬を差し引いた額を委託元に振り込むだけでよい」などと説明される。
- ・委託元から、前提となる取引（商品・サービス等）の内容について、詳しい説明がない。

◆被害に遭わないために

- ・口座に入る資金が、どういった取引（商品・サービス等）の対価なのか分からない業務を受託しないでください。
- ・委託元の取引の詳細について開示を依頼してください。また、開示を受けた後に、インターネットなどで委託元が本当に実在するのか、委託元の事業が日本の法律に違反する点はないか、詐欺やトラブルの情報がないかを確認してください。
- ・「収納代行」に限らず、「振込・送金代行」や「口座を貸すだけ」などの勧誘も違反行為につながる可能性があります。このような勧誘行為には絶対にのらないでください。

（本件に関するお問い合わせ）

がましん相談センター
フリーダイヤル 0120-115759
受付時間 平日 9：00～17：00

